

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第 8 1 2 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和元年5月8日(水曜日)午後3時

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者(18名)

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

5. 付議案件

議案第1号 農地法第5条許可申請審査について

議案第2号 宿毛市農用地利用集積について

○議 長 (会長あいさつ)

これより、第812回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は11番、羽賀大透委員、1番、田村磨利委員にお願いします。

○議 長 これより議事に入ります。

○議 長 議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第1号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
受付番号3番、所在地橋上町神有、位置図は3ページになります。主要地方道宿毛津島線を進み、橋上地区に入り神有キャンプ場の手前の左側の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保でき民家からも離れていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は2,599㎡。資金計画といたしましては、土地取得費50万円、太陽光発電施設の設置工事費1,900万円、自己資金1,950万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして受付番号4番。所在地同じく橋上町神有、位置図は3ページになります。主要地方道宿毛津島線を進み、橋上地区に入り神有キャンプ場の手前の右側の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保でき民家からも離れていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は958㎡。資金計画といたしましては、土地取得費50万円、太陽光発電設

置工事費 1,900 万円、自己資金 1,950 万円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして受付番号 5 番。所在地、山奈町芳奈、位置図は 4 ページになります。国道 56 号線を平田方面に進み大塚建設を左折し奥に入った左側の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保でき民家からも離れていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は 2,600 m²。資金計画といたしましては、土地取得費 100 万円、太陽光発電設置工事費 1,400 万円、自己資金 1,500 万円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして受付番号 7 番。所在地、平田町戸内、位置図は 6 ページになります。主要地方道土佐清水宿毛線を進み、三共コンクリートの事務所を右折した土地になります。

転用目的は、申請地は、本社から近く製造場所からも近い事より製造した製品の保管場所として最適であるため、資材置き場を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。資材置き場の設置に伴う農地の転用面積は 991 m²。資金計画といたしましては、土地は申請者である法人の代表者個人からの賃貸借、土地造成は地ならしをし、碎石を敷くが当該法人の保有する資材を使い、当法人が施工をすることから、資金調達は必要ありません。

農地区分につきましては、平田駅から概ね 300m 以内の距離に位置し第 3 種農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして受付番号 8 番。所在地、駅前町、位置図は 7 ページになります。宿毛駅東側のラーメン満来屋の隣の土地になります。

転用目的は、現在の製麺作業所が店舗から離れて作業効率が悪い事より店舗近くの申請地に製麺所と駐車場を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。製麺所と駐車場の設置に伴う農地の転用面積は 264.43 m²。資金計画といたしましては土地取得費 400 万円、建築費 600 万円、機械移設費 150 万円、機械購入費 50 万円、借入金 1200 万円です。

農地区分につきましては、宿毛駅から概ね 300m 以内の距離に位置し第 3 種農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして受付番号 9 番。所在地、二ノ宮、位置図は 8 ページになります。二ノ宮橋を渡り左折し河原谷川に沿って奥に入った左側の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保でき民家からも離れていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は 627 m²。資金計画といたしましては、土地取得費 25 万円、土地造成費 83 万円、太陽光発電設置工事費 853 万円、自己資金 961 万円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号 3 番及び 4 番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに 3 番及び 4 番朗読】
濱田委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号 5 番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いします。

○澤田委員 【議案書をもとに 5 番朗読】
澤田委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号7番について、戸内地区担当の私の方から説明します。

○会 長 【議案書をもとに7番朗読】
会長より発言。

○議 長 続きます、受付番号8番について、街区担当の田村委員より説明をお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに8番朗読】
田村委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号9番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 【議案書をもとに9番朗読】
山本委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」6件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」の6件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第 2 号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は 9 ページになります。今回は 2 件です。それではご説明いたします。

受付番号 2 2 番と 2 3 番は、利用権の設定を受ける借受人が同一ですの一括して説明させていただきます。いずれも新規設定になります。

借受人は、一般社団法人スタートアグリカルチャーすくも。農業の後継者や担い手を育成する目的で、宿毛市の農業公社として先月 1 日付けで新規設立されました。主にイチゴのハウス栽培を行い、経験者 2 人が指導し、今後 2 年間の指導期間で市外から研修生を受け入れる予定です。

場所は、いずれも大字二ノ宮。主要地方道宿毛津島線沿い松田川との間に広がる農地のうちの 2 筆になります。

地目は田、イチゴとライムを作るとの計画が出されております。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定は以上になります。

○議 長 川島委員の退室を求めます。

（川島農地利用最適化推進委員 退室）

○議 長 続きまして、受付番号 2 2 番について、二ノ宮地区担当の山本委員お願いいたします。

○山本委員 【議案書より 2 2 番を朗読】

山本委員より発言。

○議 長 川島委員の入室を許可します。

（川島農地利用最適化推進委員 入室）

○議 長 続きまして、受付番号 2 3 番について。二ノ宮地区担当の山本委員お願いいたします。

- 山本委員 【議案書より23番を朗読】
山本委員より発言。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」2件の報告があり、審
議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認
め市に通知することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」2件は、市に通知すること
に決しました。
- 議 長 続きまして、事務局より報告事項があります。
- 事務局員 (「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と
「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について)
事務局より4点報告いたします。
1点目は「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案)」と「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」につ
いてです。
内容は事務局で案を作成し、去る3月の総会にてご協議いただきました
「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につ
きましては、3月6日から4月3日までの一か月間宿毛市のホームページに
て公開し意見等の募集を行いましたが、意見はありませんでしたので報告
いたします。今後、令和元年度の活動計画とあわせてホームページへ公表
いたしますのでご報告いたします。

(産業祭における農業者年金等相談コーナー開設について)

2点目は、先日開催されました産業祭での農業者年金等相談コーナーについてのお礼です。当日はあいにくの天候でしたが、農業者年金等相談コーナーの開設に際し農業者年金加入推進部長の田村委員をはじめ、ご多忙のところ来場いただきました委員の皆さま、また、スタッフで参加された委員のみなさまお疲れさまです。ありがとうございました。

残念ながら農業者年金の新規加入には至りませんでした。加入推進の取り組みとして前年度に引き続き、今年度も1名でも多くの新規加入を目指して、目標達成に向けて委員の皆さまからも引き続き若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますようお願いいたします。

(活動記録簿の記入と提出について)

3点目は、活動記録簿の記入と提出についてです。活動記録簿への記入の取り組みが始まり2年目を迎えました。次回の提出は8月1日(金)の総会開催時に提出いただき7月までの点検・確認を予定しております。

新年度も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたしますので、日頃の活動の記録について、記録簿への記載漏れがないようご注意願います。

(次回総会の日程について)

最後に次回総会の日程についてお知らせします。今回は6月3日(月)午後1時30分から行います。議案の締め切りは来週14日(火)、議案送付は27日(月)の予定です。事務局からは以上になります。

○議長　ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事は全て終了いたしました。これで第812回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後4時00分閉会

令和元年5月8日

会　長

農業委員

農業委員